

諫早労働基準監督署発表
令和5年6月27日(火)

担 当	諫早労働基準監督署	
	署長	西川 伸之
	○監督課長	やぎ とおる 八木 徹
	(電話) 0957-26-3310	

最低賃金法違反容疑で書類送検

～賃金不払いの疑い～

諫早労働基準監督署(署長 西川 伸之)は本日、株式会社寿楽及び同社代表取締役を、最低賃金法違反の疑いで諫早区検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

労働者8名に対し、令和4年4月分から同年9月分までの定期賃金をそれぞれの所定支払日までにその全額(総額約260万円)を支払わず、もって長崎県最低賃金額以上の賃金を支払わなかった疑い。

1 被疑者

- (1) 株式会社^{じゅらく}寿楽
所在地：長崎県大村市杭出津
事業内容：飲食業
- (2) 代表取締役 A

2 違反条文

被疑者株式会社寿楽、被疑者 A とともに、最低賃金法違反
同法第 4 条第 1 項
同法第 40 条(罰則)
同法第 42 条(両罰規定)

3 被疑内容

最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが規定されていますが、被疑者 A は被疑者株式会社寿楽の労働者 8 名に対する令和 4 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの定期賃金を各所定支払日に全く支払わず、もって長崎県最低賃金(長崎県最低賃金は、令和 3 年 10 月 2 日から令和 4 年 10 月 7 日までの間、1 時間当たり 821 円と定められていた。別添 1 参照)以上の金額で支払わなかった疑いがあるものです。

4 参考事項

賃金は、労働者の大切な生活の糧であり、また、最低賃金は、その賃金の最低額を保障することによって、労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定に資すること等を目的として定められた重要なものです。

賃金支払いの確保は使用者が果たすべき基本的責任であり、この基本的責任を果たさずに賃金不払を発生させ、労働者の生活を脅かした使用者に対して、当署は司法処分を含め厳正に対処していく方針です。

長崎県最低賃金の推移

改正年度	最低賃金額		引き上げ額		引き上げ率		効力発生日
	日額(円)	時間額	日額(円)	時間額	日額(%)	時間額(%)	
昭和47年	1,020	120					昭和48.1.1
昭和48年	1,200	141	180	21	17.65	17.5	昭和49.3.21
昭和49年	1,505	188	305	47	25.42	33.33	昭和50.1.5
昭和50年	1,730	217	225	29	14.95	15.43	昭和51.2.18
昭和51年	1,900	238	170	21	9.83	9.68	昭和51.12.1
昭和52年	2,087	261	187	23	9.84	9.66	昭和52.11.2
昭和53年	2,227	280	140	19	6.71	7.28	昭和53.10.30
昭和54年	2,372	297	145	17	6.51	6.07	昭和55.1.26
昭和55年	2,541	318	169	21	7.12	7.07	昭和55.10.25
昭和56年	2,709	339	168	21	6.61	6.6	昭和56.11.8
昭和57年	2,858	358	149	19	5.5	5.6	昭和58.1.1
昭和58年	2,951	369	93	11	3.25	3.07	昭和58.11.5
昭和59年	3,044	381	93	12	3.15	3.25	昭和59.10.19
昭和60年	3,155	395	111	14	3.65	3.67	昭和60.10.31
昭和61年	3,251	407	96	12	3.04	3.04	昭和61.10.22
昭和62年	3,323	416	72	9	2.21	2.21	昭和62.10.22
昭和63年	3,424	428	101	12	3.04	2.88	昭和63.10.21
平成元年	3,564	446	140	18	4.09	4.21	平成元.11.2
平成2年	3,738	468	174	22	4.88	4.93	平成2.10.20
平成3年	3,923	491	185	23	4.95	4.91	平成3.10.20
平成4年	4,092	512	169	21	4.31	4.28	平成4.10.14
平成5年	4,222	528	130	16	3.18	3.13	平成5.10.14
平成6年	4,325	541	103	13	2.44	2.46	平成6.10.5
平成7年	4,427	554	102	13	2.36	2.4	平成7.10.1
平成8年	4,524	566	97	12	2.19	2.17	平成8.10.1
平成9年	4,627	579	103	13	2.28	2.3	平成9.10.1
平成10年	4,713	590	86	11	1.86	1.9	平成10.10.1
平成11年	4,758	595	45	5	0.95	0.85	平成11.10.1
平成12年	4,797	600	39	5	0.82	0.84	平成12.10.1
平成13年	4,832	604	35	4	0.73	0.67	平成13.10.1
平成14年	-	605	-	1	-	0.17	平成14.10.6
平成15年	-	605	-	0	-	0	平成14.10.6
平成16年	-	606	-	1	-	0.17	平成16.10.1
平成17年	-	608	-	2	-	0.33	平成17.10.1
平成18年	-	611	-	3	-	0.49	平成18.10.1
平成19年	-	619	-	8	-	1.31	平成19.10.21
平成20年	-	628	-	9	-	1.45	平成20.10.30
平成21年	-	629	-	1	-	0.16	平成21.10.10
平成22年	-	642	-	13	-	2.07	平成22.11.4
平成23年	-	646	-	4	-	0.62	平成23.10.12
平成24年	-	653	-	7	-	1.08	平成24.10.24
平成25年	-	664	-	11	-	1.68	平成25.10.20
平成26年	-	677	-	13	-	1.96	平成26.10.1
平成27年	-	694	-	17	-	2.51	平成27.10.7
平成28年	-	715	-	21	-	3.03	平成28.10.6
平成29年	-	737	-	22	-	3.08	平成29.10.6
平成30年	-	762	-	25	-	3.39	平成30.10.6
令和元年	-	790	-	28	-	3.67	令和元.10.3
令和2年	-	793	-	3	-	0.38	令和 2.10.3
令和3年	-	821	-	28	-	3.53	令和 3.10.2
令和4年	-	853	-	32	-	3.9	令和 4.10.8